

新野高齢者生活支援ハウス 入居規約

1. 入居者について

- ① 入居の可否は、全て地域ケア会議の判定を経て決定されます。
- ② 町内に在住する、65歳以上のひとり暮らしの方で、高齢等のため居宅において独立して生活することに不安のある方。
- ③ 原則として、身の回りのことが、ある程度自立して生活できる方。
- ④ その他町長が特に必要と認めた方。

(ひとり暮らしに準ずる者：60歳未満者、要支援・要介護1・2認定者)

2. 入居費用

① 1ヶ月の費用

収入区分	住居費	共益費	食費	合計
単身1室利用（1名居住）				
500,000円以下	5,000円	5,000円	25,000円	35,000円
500,001円～1,000,000円	10,000円	5,000円	25,000円	40,000円
1,000,001円～1,400,000円	14,000円	5,000円	25,000円	44,000円
1,400,001円～1,800,000円	18,000円	5,000円	25,000円	48,000円
1,800,001円以上	20,000円	5,000円	25,000円	50,000円
世帯1室利用（2名居住）				
500,000円以下	7,500円	5,000円	50,000円	62,500円
500,001円～1,000,000円	15,000円	5,000円	50,000円	70,000円
1,000,001円～1,400,000円	21,000円	5,000円	50,000円	76,000円
1,400,001円～1,800,000円	27,000円	5,000円	50,000円	82,000円
1,800,001円以上	30,000円	5,000円	50,000円	85,000円

- ② 収入区分は、入居者全員の年間収入金額となります。
- ③ 居室内で使用した光熱水費は、入居者の負担となります。
- ④ 入居に当たって、収入状況の証明書（年金の支払通知書等）の添付が必要となります。

3. 提供するサービス等

朝食・昼食・夕食の提供、入浴の手配等

- ・朝食時間 午前7時40分
- ・昼食時間 正午
- ・夕食時間 午後6時00分
- ・入浴時間 男性：火・木・土 女性：月・水・金
午後2時 ～ 午後5時

4. 手続き関係

- ① TV …… 新野出張所でケーブルTVの申請手続きをしてください。
- ② 水道 …… 開栓届（上水道）と排水設備使用開始申請書（下水道）を新野出張所で手続きしてください。
- ③ 住所 …… 住所を新野高齢者生活福祉センターへ移す方は、新野出張所で転入手続きをしてください。（任意）阿南町新野28-5

5. その他

- ① 24時間体制で生活支援者が、生活相談や軽度な介助について対応いたします。
- ② 退去されるときは、私物を完全に撤去し、清掃を行ってください。
- ③ 入居者の責に帰すべき事由により、施設・備品等を破損した場合は、その入居者もしくは身元引受人の負担で修繕を行っていただきます。
- ④ 原則として、入居者が要介護3以上となった場合には、共同生活の適否を判定したうえで、退去の判断をさせていただきます。
- ⑤ 月途中に入退去の場合でも、当該月の使用料は全額納入してください。
- ⑥ 食事を摂らなかった場合（デイサービスでの食事利用、自宅炊飯等、入院等）の食費精算については、3日前に申し出があれば、月額食事代（25,000円）から調味料・油等の費用を差し引いた200円／食の食数分を控除いたします。
- ⑦ 介護食等の提供や常時介護が必要になった場合（介護施設へ移る間）、阿南町が確認した場合に限り、食糧費の加算及び援助費を追加する場合があります。
- ⑧ 定期的に入居者の要望を聞く機会を持ち、より良い生活の実現に向けて役立たせていただきます。